

近江ふるさと会 一般行動計画

(女性活躍推進法に基づく)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～ 令和8年3月31日までの2年間

2. 内 容

目標1：計画期間内に、有給休暇の取得率を70%に達するよう努力する

<対策>

- 令和6年4月～ 各職場における業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し等）・実施
運営会議・部署別会議による職員への周知

目標2：子づれ出勤が可能となる職場環境を整える

<対策>

- 令和6年4月～ 職員へのアンケート調査によりニーズの把握、検討開始
導入に向けて試し出勤を行う
- 令和7年4月～ 導入に向けて企画会議等で検討をすすめる

近江ふるさと会 一般行動計画

(次世代育成支援対策推進法に基づく)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年10月1日～令和10年9月30日

2. 内 容

目標1：育児と業務の両立に向けて、育児休業の取得率を次の通り設定する。

- (1) 男性職員 50%
- (2) 女性職員 100%

〈対策〉

- 令和7年10月～ 制度の説明・周知を実施
- 令和7年10月～ 希望者への制度説明を行い、理解を深める

目標2：全職員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする。

〈対策〉

- 令和7年10月～ 管理職による職員出退勤時間の記録確認、実態把握をすすめ、恒常的な時間外勤務が発生しないよう業務改善に努める
- 令和7年10月～ 導入したICTシステムを有効活用し、記録等にかかる業務省力化を図り、生産性向上に努める